

【課題No.29】

・大分類K「運搬・清掃・包装等従事者」の見直し

1. 課題

小分類739「その他の運搬・清掃・包装等従事者」が、115万人おり、しかも増加中であることから、厚生労働省編職業分類を参考にしながら細分化が必要ではないか。

また、他の大分類に属する職業の移設も見据えた大分類Kの項目名及び説明の見直しが必要ではないか。

【大分類K 運搬・清掃・包装等従事者】

主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等に従事するものをいう。

【小分類739 その他の運搬・清掃・包装等従事者】

機械の掃除、資材の整理、官庁・学校・商店・工場・倉庫・建設現場・駅・公園・病院などの雑務、及び他に分類されない労務的作業に従事するものをいう。

○機械掃除工；工場軽作業員；容器洗じょう工；瓶ふき工；公園草取作業員；グラウンドキーパー；潜水ポンプ押補助員；倉庫雑役人；用務員（学校）；貨物自動車助手；皿洗い人（調理見習いでないもの）；パントリー（食器洗い人）；選瓶工；洗瓶工；検瓶工（再生資源回収）；公園芝刈作業員；洗濯物仕分作業員；商品選別工；建設現場軽作業員；公園整備員；可燃ごみ選別作業員；再生資源選別作業員；危険物仕分作業員

×ゴルフ場芝手入作業員〔463〕；検瓶工（ガラス瓶製造）〔572〕；検瓶工（瓶詰食品）〔573〕；検瓶工（飲料製造）〔574〕；公園清掃作業員〔713〕

2. 「その他の運搬・清掃・包装等従事者」の実態

（1）厚生労働省編職業分類における扱い

厚生労働省編職業分類と比較すると、「その他の運搬・清掃・包装等従事者」に対応する次の職業が設定されている。

- ・選別作業員
- ・ピッキング作業員
- ・工場業務員
- ・小売店品出し・陳列・補充作業員
- ・洗い場作業員
- ・用務員

(2) 国勢統計の結果

国勢統計の結果において、「その他の運搬・清掃・包装等従事者」の産業分類別の分布（上位3つの小分類）は次のとおりであった。

- ・ 各種食料品小売業（22.0%、253,250人）
- ・ 他に分類されない事業サービス業（9.7%、111,270人）
- ・ 道路貨物運送業（5.3%、61,330人）

3. 見直しの背景、実質的な見直しの必要性、理由等

上記2を踏まえれば、115万人が分類され増加傾向にある小分類739「その他の運搬・清掃・包装等従事者」には、一定の就業人数が見込まれる職業が含まれていると推察されるところ、厚生労働省編職業分類等で設定されている職業を中心に、その実態を捉えるための措置が必要ではないかと考える。

また、大分類を含め現行の説明からでは属する職業が判断しにくく見直しが必要ではないか。

4. 見直しの方針案（事務局案）

小分類739「その他の運搬・清掃・包装等従事者」に含まれるピッキング作業員や小売店品出し・陳列・補充作業員といった職業について、さらなる情報収集を行い、職業分類の目的等も踏まえ設定の必要性を検討する。

また、大分類Kの項目名及び説明についても、属する職業の情報収集等を通じて見直しを検討する。